



独立行政法人福祉医療機構
社会福祉振興助成事業

2025 年

人間と動物の医療福祉を
豊かにするための研修会
解決に向けた参考資料

公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

J.N.C.A · Japan National Health Insurance Clinics and Hospitals Association

(1) 本書の使い方

高齢者がペットの飼育を継続困難になる問題に対し、単に「手放す」のではなく、「地域全体で支えて共生する」方向への解決策が進められています。主な解決策は、1) 外部支援サービスの活用、2) ボランティアネットワークの構築、そして3) 法的・制度的な準備です。

各地域で資源が偏在していることから解決策毎に内容をまとめ、キーワード検索してご活用いただけるよう構成しています。ご自身の地域で活用できる制度や方法について参考にいただければ幸いです。

1) 外部サービス・外部サポートの活用

飼い主だけで世話を抱え込まず、外部の力を借ります。

① ペットシッター・訪問介護サービスの利用:

腰痛や体力低下でエサやりやトイレ掃除が難しい場合、専門スタッフが自宅を訪問して世話を代行するサービスがあります（一部では無償ボランティア活動も行われている）。

② ペットの一時預かり（フォスター制度）:

入院や施設入所時に、里親が見つかるまでボランティアの自宅でペットを一時的に預かる制度。

③ 終生飼育・ペット信託の利用:

万が一の際、代わりに飼育をしてくれる施設や団体にペットを託す「ペット信託」や「終生飼育サービス」を活用する。

④ 高齢者向け・新たなマッチング:

高齢者がペットを飼いつける、あるいは新たな高齢者世代がペットを引き取る仕組みも生まれています。

・シニアドッグ・サポーター制度（シニア犬の譲渡）:

高齢者のペット手放しが増えている現状を受け、シニア犬を高齢者にマッチングさせ、お互いに寄り添う譲渡プログラム。

・成人・老齢のペットの引き取り:

若いペットではなく、既に落ち着いている高齢ペットを飼うことで、世話の負担を減らす。

⑤ 飼育が完全に困難になった場合の譲渡・施設利用

やむを得ず手放す必要がある場合の選択肢です。

・老犬・老猫ホーム:

高齢になったペットを終生、または一時的に預かってくれる民間施設です。

里親探し・譲渡会: 保護団体を通じて新しい飼い主を探します。最近では、高齢者同士でペットを譲り受ける「シニア枠」を設けている団体もあります。

2) 地域連携・ボランティアの活用

行政と民間が連携し、孤立を防ぐ体制づくりが進んでいます。

①地域包括支援センターへの相談:

介護の相談と共にペットの世話が困難になったことを相談し、地域のケアマネジャー等と連携して対応する。

②「動物愛護推進委員」との連携:

都道府県が委嘱する動物愛護推進委員が、地域包括ケアの枠組みと連携し、支援を行う。

③地域のボランティア・専門家による訪問支援:

近所の人や地域の保護団体が協力し、散歩や掃除をサポートする。散歩の代行、ペット用品の買い出し、清掃、健康チェックなどを無償または低価格で提供する団体があります。

④獣医師会によるサポート:

東京都獣医師会のように、高齢飼い主向けの相談窓口や支援の仕組みを構築している地域があります。

3) 法的・制度的な準備（終活）

もしもの時に備え、具体的な計画を立てておくことが重要です。

①「後見人」や「死後事務委任契約」の活用:

飼い主が認知症や死亡した際、ペットの世話を誰が引き継ぐか、費用はどうするかを、法的な「成年後見制度」や「死後事務委任契約」で決めておく。

②「ペットの遺言書」の作成:

誰に預けるか、どこへ譲渡するかを明記した文書を残す。

③万が一に備えた法的・経済的な準備（事前対策）

飼い主が突然倒れた際などに、ペットの行き先をあらかじめ確保しておく対策です。

・ペット信託・死後事務委任契約:

自分の死後や入院後にペットを飼育・管理してもらうための資金と預け先を、法律的に確保しておく契約です。

・緊急連絡先・引継ぎ票の作成:

緊急時に誰がペットを保護するかを記したカードやノート（「ペットのもしもメモ」など：埼玉県）を準備しておくことが、多くの自治体で推奨されています。

（社会福祉協議会実施の「命のバトン」を活用）

(2) 人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン

環境省が2021年（令和3年）3月に策定した「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン ～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」は、多頭飼育問題の背景にある「飼い主の困窮（人の問題）」に着目し、福祉部局と動物愛護部局が連携して解決を図るための指針です。

多頭飼育問題（いわゆる多頭飼育崩壊）は、単なる動物の飼いすぎではなく、飼い主の社会的孤立、経済的困窮、精神的な疾患や認知症などが複雑に絡み合っています。

1) 目的:

動物への対処だけでなく、飼い主への福祉的支援を並行して行うことで、問題の根本解決と再発防止を目指します。

対象: 地方公共団体の動物愛護管理部局、社会福祉部局、民間団体、地域住民など。

2) 多頭飼育問題が与える「3つの影響」

ガイドラインでは、解決すべき課題を以下の3つの視点で整理しています。

- ・ 飼い主の生活状態の悪化: セルフ・ネグレクトや経済的破綻、健康被害。
- ・ 動物の状態の悪化: 不適切な飼育環境による病気、怪我、異常繁殖、虐待状態。
- ・ 周辺的生活環境の悪化: 悪臭、騒音、害虫の発生などによる近隣住民への被害。

3) 対策の4つのステップ

自治体や関係機関が取るべき対応プロセスは以下の通りです。

- ・ 認知・探知: 住民からの苦情や福祉部局の訪問時に兆候を早期発見する。
- ・ 状況把握・アセスメント: 飼い主の生活状況と動物の飼育状況を多角的に把握する。
- ・ 対応の実施:
 - 不妊去勢手術の実施、譲渡の検討、飼い主への福祉サービス（介護・生活保護等）の提供。
- ・ 再発防止（アフターフォロー）:
 - 解決後も地域で見守りを続け、再び頭数が増えないよう支援する。

4) 連携の重要性

- ・ 本ガイドラインの最大の特徴は、「多機関連携」の仕組み作りです。
- ・ 動物愛護部局: 動物の健康管理、不妊去勢の指導、譲渡先探し。
- ・ 社会福祉部局:
 - 地域包括支援センターや保健福祉センターによる飼い主の生活再建支援。
- ・ 民間団体・ボランティア: 動物の保護・一時預かり、清掃などの実働支援。

・捕獲と搬送の困難さ:

多数の動物を病院へ連れて行くにはキャリーバッグや車両、人手が必要ですが、社会的孤立状態にある飼い主にはこれらを用意するのが困難です。

(3) まとめ

重要なのは、「高齢者だからペットを飼ってはいけない」ではなく、「高齢者がペットと暮らせる環境を地域で整える」という考え方です。早めに入院や緊急時の体制（誰に頼むか、どこに相談するか）を確認し、地域のペットシッターやボランティア等のサービスを積極的に活用してください。